

資料 1

入間市障がい者福祉プラン 令和6年度 取組予定

●基本方針 1 健康と暮らしをまもる施策

重点課題(1) 全ての障がい者に対応した重層的な支援体制の構築

施策 1	地域生活支援の充実を図る
◆令和6年度取組内容 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・障がい者の地域生活の充実 ・保健・医療・福祉関係機関の連携強化 ・支援が必要な障がい者への訪問等による把握と支援 ・自立生活援助サービス体制の整備 ・地域移行支援・地域定着支援の利用促進 ・日中活動の場の整備 地域保健課 ・障がい者の地域生活支援の充実 ソーシャルクラブ等の地域リハビリテーションを実施し、精神障がい者の地域生活を支援します。 「いるまぴあ」 24 回開催 ※精神疾患がある人もない人も対象 「家族ぴあ」 6 回開催 ※精神疾患がある人の家族が対象 ・保健・医療・福祉関係機関の連携強化 精神保健福祉医療地域連携会議を実施し、事例検討、課題研究などを通して情報共有し、共通理解を図ります。(本会議 1 回・準備会議 6 回) ・支援が必要な精神障がい者の訪問等による把握と支援 精神保健福祉士、保健師等の専門職がアウトリーチを行うことにより、潜在的なニーズを把握し、支援していきます。 ・保健・医療・福祉関係機関と連携を図り、精神障がい者の地域移行及び地域定着を支援します。 福祉総務課 地域課題をより身近な地域で早期に発見・対応するとともに、制度の狭間の問題や複数分野に係る相談に、関係部署・専門機関と連携を図る等包括的な支援体制を整備し、地域生活支援の充実を図る。 障害者支援課 ○保健・医療・福祉関係機関の連携強化 ○地域移行支援、地域定着支援の利用促進	

精神障害にも対応した包括ケアシステムを推進するため、「入間市精神保健福祉医療地域連携会議」を開催し、保健・医療・福祉関係機関の連携の強化を図っていく。また、会議の中で、地域移行・地域定着の事例を検討することで、制度の周知を図っていく。

○支援が必要な障がい者への訪問等による把握と支援

「緊急時対応のための利用登録書」の周知を強化し、ハイリスク支援者の把握をすすめる。また、緊急時にスムーズな支援をおこなえるよう協定を締結している施設と情報共有を図っていく。

○日中活動の場の整備

就労系サービスにスムーズにタイミングよくつながるために就労系サービス事業所に訪問し、現状の確認、情報共有を図り、支給決定のスピード化を行っていく。

重点課題(2) 地域で安心できる暮らしの支援

施策 2	いざという時のための支援体制をつくる
◆令和6年度取組内容 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・地域交流の促進 ・避難行動要支援者避難支援制度の周知や避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定・充実 ・地域の避難支援体制の整備 ・防災訓練における避難支援訓練の実施 ・災害に対する家庭での備えについての啓発 市民安全課 ・防災講座における啓発 防災全般に対する学習の場や相談機会を提供し、避難・避難行動・避難生活等について日頃から備えていく重要性に焦点をあてていくとともに、地域における共助の一環として避難行動に支援を要する方の存在とそれぞれの状況に応じた対応について検討する一助とする。 ・避難行動要支援者支援制度の周知・啓発 引き続き、避難行動要支援者名簿の重要性と個別支援計画策定の取組みについて、関係団体（区・自治会、民生委員等）に対し周知を図るとともに、市報などの機会をとらえて住民へのはたらきかけを行う。 ・避難行動要支援者避難支援制度の周知や避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定・充実 自主防災会等の地域支援者に対し、個別支援計画の策定の働きかけを行う。また、地域支援者が、個別避難計画を作成しやすい体制を構築する。 地域振興課 各区・自治会は地域コミュニティを形成する中核を担っており、自治会活動や地域活動は地域のつながりを構築するために必要不可欠です。そのため、各地区センターを拠	

点とし、各地域で継続的な活動を行うための情報提供などを行っていきます。

福祉総務課

災害時の地域の避難支援体制の整備として、日頃から行っている民生委員・児童委員による地域の見守り、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の民生委員・児童委員による作成協力等を推進する。

障害者支援課

- ・個別避難支援計画の整備が進むよう、市民安全課と情報共有、連携を図ります。
- ・市民安全課と連携し、防災・減災意識の促進を検討します。

施策 3	災害時に安心して避難生活を送るために
◆令和6年度 of 取組み内容 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・備蓄品の充実、必要物資の調達ルートの確立 ・障がい者の意見を反映するための体制づくり ・福祉避難所の指定を増やす ・避難所開設訓練の実施 危機管理課 引き続き防災訓練では避難所開設・運営訓練に重点を置き、避難所を開設できる市民を増やしていく。 障がい者福祉プランの取組について担当課への実施の声掛けを行う。 高齢者支援課 入間市老人福祉施設長会に参加する高齢者福祉施設に対し、災害発生時に備えた訓練の実施状況や備蓄状況等を確認する。 障害者支援課 ・危機管理課と連携し、近隣市の情報も参考にしながら、福祉避難所の備品や必要物資の確保について検討し、避難所開設訓練の早期実施に向けて調整します。	

基本方針2 地域で暮らしていくための支援

重点課題（3）相談支援の充実

施策4	身近で利用しやすい相談のしくみづくり
◆令和6年度取り組み内容 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・相談支援事業の充実 ・入間市障害者基幹相談支援センターの活動の充実とネットワークの構築 ・地域移行支援・地域定着支援の利用促進 障害者支援課 （1）相談支援事業の充実 気軽に利用できる相談支援体制の整備および利用促進に向けた広報活動を充実します。 （2）入間市障害者基幹相談支援センターの活動の充実とネットワークの構築 入間市障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所、サービス提供事業所、社会福祉協議会、医療関係者などと連携し、相談支援体制を強化します。 （3）地域移行支援・地域定着支援の利用促進 障がい者が地域で安心して自分らしい暮らしを実現できるよう関係機関と連携を図り、訪問相談等の支援を行いながら、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進します。	

施策5	障がい児相談支援の実施
◆令和6年度取組予定 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・入間市児童発達支援センターういずを中心とした関係機関の連携強化 ・事例検討による相談支援の質の向上 ・支援が必要な家庭への訪問等による把握と支援 ・障がい児相談支援におけるワンストップサービスの充実 こども支援課 ・入間市児童発達支援センターういずを中心とした関係機関の連携強化。 効果的に連携するため支援情報を継続的に管理し、各関係機関との情報共有に活用する。 ・事例検討による相談支援の質の向上。 施設支援の実施。 CLM研修の実施。 ・障がい児相談支援におけるワンストップサービスの充実。 関係機関会議を実施する。（年6回）	

学校教育課

- ・教育と関係課がスムーズに連携を図ることができるように、研修会を実施する。
- ・就学相談において、丁寧な相談、スムーズな接続を図るために、こども支援課・児童発達支援センター・地域保健課など関係課と情報共有等連携を図る。

地域保健課

- ・支援が必要な家庭の訪問等による把握と支援
精神保健福祉士、保健師等の専門職が家庭訪問や関係機関との連携により支援の必要な家庭を把握し、支援していきます。

障害者支援課

- 引き続き、多機関連携の強化に努める。
また、相談支援事業所連絡会等の会議の場を活用し、情報・スキル・認識を支援者で共有し、支援体制整備の充実発展に努める。

重点課題（４） はたらく支援の充実

施策 6	はたらくを支援する
◆令和6年度 of 取組み内容 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・入間市障害者就労支援センターりぼんの充実 ・企業に対する障がい者理解および障がい者雇用の啓発 ・就労支援の場の整備 ・市における障がい者雇用の推進 ・障がい者施設等からの物品等の優先調達の推進 商工観光課 入間市障害者就労支援センター「りぼん」及び国・県等関係団体からの資料・パンフレット（障がい者の法定雇用率について等）を商工観光課の窓口にとともに、入間市ホームページに情報を掲載することや入間市工業会会員企業に適宜情報を配信することで、障がい者の就労について理解が深まるよう啓発を行う。 人事課 ・職員の採用にあたり障がい者対象の採用試験を実施するとともに、パートタイム職員の採用については、入間市障害者相談・就労支援センターりぼんとも連携し、雇用の促進を図ります。 ・入間わかきさ高等特別支援学校と連携し、将来の知的障がい者の採用に繋げられるよう、インターンシップを実施します。 ・採用及び人事異動にあたりこれまで障がい者の配属がなかった課に配置するなど、市役所全体で障がい者とともに働くことについての理解を深めていきます。	

障害者支援課

○入間市障害者就労支援センターりぼんの充実

障がい者の就労、職場定着等の支援をより充実させるため、障害者就労支援センターりぼん、障害者基幹相談支援センターと現状や課題について意見交換や情報共有の場を隔ててで開催し、関係機関同士より一層の連携強化を図る。

○企業に対する障がい者理解および障がい者雇用の啓発

障害者就労支援センターりぼんが中心となり、企業や商工会、ハローワーク等の就労支援機関との情報交換や情報共有等を行いながら連携を図り、働く場の確保、拡大に努める。今年度においても「障がいのある人の“働く”を考えるつどい」を開催し、障害者及びその家族、また福祉、教育、学校、事業所、企業等の関係者が参加し、講和や事例発表等を行い、さらなる障害者雇用に対する理解・促進に努める。

○就労支援の場の整備

地域活動支援センターが障害福祉サービス事業所へ移行する場合は、スムーズに移行できるよう意見交換や情報共有等連携を図っていく。また、就労継続支援（A型、B型）、就労移行支援の利用者は増加傾向にあり、事業所の新規開設を希望する事業所と情報交換やサービス内容、運営方法等十分に確認しながら、福祉的就労の場を確保に努めていく。

○障がい者施設等からの物品等の優先調達機会が増えるよう、提供可能な物品等の情報を更新し、市公式ホームページに掲載します。

基本方3 障がい児とその家族への支援

重点課題（5） 障がい児とその家族への支援の充実と、共に学び共に育つ場の整備

施策7	子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制の充実を図る
◆令和6年度取り組み内容 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・入間市児童発達支援センターういずを中心とした関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図る ・障がい児やその家族に向けた早期発見、早期支援の充実 ・訪問支援体制の充実	
こども支援課 ・入間市児童発達支援センターういずを中心とした関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図る。 関係機関連絡会の開催。（年1回） ・障がい児やその家族に向けた早期発見、早期支援の充実。 親支援講座の実施。（年4回）	
地域保健課 ・保健師等の専門職が、乳幼児健診、訪問等の機会を通じ、障がい児の早期発見、早期支	

援に努めます。

障害者支援課

- 障がい児支援の中核となる児童発達支援センターういずを中心に、障害者支援センターりぼんを始め、指定特定相談支援事業所や障害者基幹相談支援センターと引き続き連携を強化し、支援体制の充実を図っていく。
- 医療、保健、教育等機関の情報共有の場として支援会議を実施し、児本人と家族に対して切れ目ない支援の体制を充実させていく。
- 医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等コーディネーターの人材を確保し、引き続き協議の場を開催する等して医療的ケア児等支援の充実を図っていく。

施策 8

一人ひとりが違うことの素晴らしさを共に学ぶ保育・教育・福祉に取り組む

◆令和6年度の取組み内容

- ※プランには概ね次の点が記載されています。
- ・インクルーシブ保育・教育・地域交流の促進
- ・教職育研修のづく個別計画の策定・充実
- ・心のバリアフリーの推進

こども支援課

- ・インクルーシブ保育・教育・福祉の充実。
「CLM (Check List in 三重)」研修を実施する。
児童発達支援利用児の就学にかかる情報共有会議を実施する。
就学支援委員会へ参加する。
- ・教職員研修の充実。
学校向け SST 講座を開催する。

学校教育課

- ・通常の学級に在籍する障害のある、または障害の可能性のある児童生徒への理解を進めるため、通常学級における特別支援教育研修会を実施する。
- ・障害のある子供の就学先については、保護者の願いを大切に、就学相談を進める。子供が力を最大限に伸ばせる学びの場を保護者と共に考えていく。その際、見学や体験を必要に応じて実施したり、情報提供をしたりしながら、合意形成をしていく。
- ・個人に必要な合理的配慮を保護者と合意形成をしながら提供していく。
- ・特別支援学校から市内小中学校への支援籍を受け入れる。

教育総務課

令和6年度においても学校毎に予算の計上をしている図書購入費を活用し、各学校の図書ボランティア・図書担当教員から助言等を受けながら、多くの児童・生徒が多様性を理解し、また心のバリアフリーの促進となる図書の購入を進め学校図書室の図書の充実を図る。

保育幼稚園課

(インクルーシブ保育・教育の充実)

- ・公立保育所においては、障がいの有無に関係なく、全ての子どもと一緒に生活できるよう取り組みます。また、配慮が必要な子どもに対しても、その特性に合わせた保育環境を整備し支援できるよう努めます。
- ・公立保育所・民間保育園・認定こども園・地域型保育事業所の修繕、工事等において、障がいのある子どもを含め、全ての児童が安心・安全に施設へ通えるよう、計画的に整備を行います。
- ・民間保育園・認定こども園へ「障害児保育事業費補助金」「障害児保育対策費補助金」として、加配対象となる児童の在籍施設へ補助金を支給し、保育の充実を図ります。

(教職員研修の充実 / 障害者理解教育の促進)

- ・公立保育所・民間保育園・認定こども園・地域型保育事業所・私立幼稚園へ、国・県が開催する障害児保育に対する研修等の情報を提供し、積極的な参加を促すことで、職員の資質の向上を図り、全ての子どもと一緒に保育活動に参加できるよう努めます。

基本方針4 生き生き暮らせるまちづくり

重点課題(6) 福祉意識の向上とボランティア活動の推進

施策9	障がい者福祉について関心や理解を深めるために
◆令和6年度 of 取組み内容 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・講座等の実施により障がいについての理解を深める福祉教育を推進 ・地域イベントでの交流による相互理解の促進 ・広報いるま、市公式ホームページ等による啓発	
学校教育課 ・社会科、総合的な学習の時間など各教科・領域において、各学校で実態に応じて障害者福祉教育を実施していく。 ・子育て講演会や教職員研修等でテーマを決めて、障害者福祉の理解を進めていく。	
社会教育課（公民館所管） ・講座等の実施により、障がいについての理解を深める福祉教育を推進 体験型など、わかりやすい講座により、障がいについての理解を深め、共生社会に向けた意識の向上を図ります。	
商工観光課 入間市観光協会との連携により実施する観光イベントを通し、障がいのある、なしに関わらず多くの人々が交流し、相互理解を深める場を提供する。また、各種広報媒体への投稿や、ポスター、チラシの配布・掲示を行い、より多くの人々がイベントに関する情報に触れられるよう、情報発信に努める。	

地域振興課

地域のつながりが薄れ、地域で困っている人々や地域の課題が見えにくくなっている状況から、各区・自治会と連携し、障がい者に対する理解を深めることを目指します。また、地域内での日常の見守り・声掛け活動を促進し、地域の中で助け合い、支え合うことができる環境づくりに努めます。

地域保健課

障がい者に対する偏見をなくし、理解を深めることができるよう普及啓発事業として、講座・講演会を行います。

- ・こころの健康講座（年１回）
- ・精神保健福祉講演会（年２回）
- ・発達障害者支援事業講演会（年１回）
- ・こころの健康教室（年４回）

障害者支援課

- ・障がい者、障害への市民の関心や理解を深めるため、毎年１２月の障害者週間に合わせ、障がい者施設・団体の活動紹介、授産品販売、作品展示等を行う記念事業を開催します。
- ・聴覚障害、手話への関心や理解を深めるため、「広報いるま」に紹介記事を定期的に掲載します。

施策１０	福祉ボランティア活動を支援する
◆令和６年度の取組み内容 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・ボランティアとボランティアを必要とする現場とを結びつける情報提供 ・ボランティア育成のための啓発の実施 ・障がい者団体とボランティア団体との交流の場の提供 地域振興課 「まちづくりサポートネット元気な入間」は市と市民活動団体との中間支援業務を委託している団体です。この団体と連携して、福祉ボランティア活動だけでなく、様々な分野の市民活動団体との交流を市民活動センターを拠点として支援していきたいと考えています。 地域保健課 ○年に１回、福祉部門登録団体連絡会議の開催。（年１回） ○福祉部門登録団体において、団体ごとにロッカーの貸出。 ○健康福祉センターにおける録音室、点訳室、ボランティア活動室、障害者団体活動室の活動の場の提供。 福祉総務課 ボランティアとボランティアを必要とする現場とを結びつける情報提供、地域福祉の担い手の発掘・育成するボランティア養成講座の開催と啓発の実施等、福祉ボランティア活	

動の中核を担っている社会福祉協議会に対し、運営費の一部を補助し引き続き活動を支援する。

障害者支援課

障害や障害者の理解を深める啓発等を目的とした事業の実施を障がい者団体やボランティア団体と協働して検討する。

重点課題(7) 障がい者スポーツ、文化活動等への支援

施策 1 1	障がい者のスポーツ・文化活動を支援する
◆令和6年度の取組み内容 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・障がい者の創作・文化活動の支援 ・障がい者のスポーツ活動の促進 スポーツ推進課 令和5年度の取組予定の中で達成できていないもの（継続して実施する必要があるもの）については令和6年度も引き継ぐものとする。 ・障がい者のスポーツ活動の促進 ・入間市スポーツ賞表彰規定に基づき、表彰に該当する障がい者スポーツ大会において優秀な成績を修めた者に優秀選手賞及び優秀団体賞を授与、また、スポーツ・レクリエーション大会出場選手奨励金交付要綱に基づき、奨励金交付に該当する障がい者スポーツ大会に出場が決定した個人及び団体に対し、奨励金を交付し、障がい者のスポーツ活動を支援及び推進する。 ・事業の開催要項や広報等、事業実施の市民周知を行う際に、障がいのある方でも参加しやすい環境がある旨（例：車椅子での観覧スペースの確保がある。）を記載し、障がい者のスポーツ活動を推進し、参加しやすい配慮を行う。 また、障がい者スポーツに関する事業の後援を積極的に受け、広報掲載など市民周知への協力など障がい者スポーツの認知に努める。 実際に障がい者スポーツの体験を実施することで、障がい者のスポーツ活動の促進につなげる。 ・東金子地区体育館改修工事において、障がい者の方も利用しやすい多目的トイレの新設を予定している。 ・宮寺地区体育館改修工事実施設計業務委託において、障がい者の方も利用しやすい多目的トイレの改修などを設計に組み込むよう対応する。 社会教育課（公民館所管） ・障がい者の創作・文化活動の支援 各公民館で開催される文化祭や作品展では、地域の福祉施設等に通知や募集要項を配布するなど、障がい者の参加の促進に努めます。 障がい者の文化活動への参加を支援し、公民館での文化活動へ気軽に参加いただけるようPRに努めます。 作品募集にあわせ、文化祭開催のお知らせを配布し、文化祭への参加・来場を促します。	

文化祭において、障がい者団体等に参加していただき、文化活動・創作活動の成果を発表することにより、地域住民との交流を促進します。

・障がい者のスポーツ活動の促進

関係課と連携して、場所の提供及び事業の実施に取り組みます。

地域振興課

文化振興において、障害者が気兼ねなく文化に触れ合える環境づくりを推進します。

また、障害者や障害者団体を迎え入れ、積極的な文化振興を図っていきます。

地域保健課

(スポーツ活動の支援)

- 障がい者フライングディスク大会 (1回開催)
- 元気な入間「障がい者スポーツ大会」(1回開催)
- 障がい者ボッチャ交流大会(1回開催)
- 埼玉県主催の障がい者スポーツについて周知を図る
- 健康福祉センタートレーニング室利用(1回100円)
- 障害者団体等へ地域保健課所有のスポーツ関係備品の貸し出し。

(文化活動の支援)

- 元気な入間「障がい者スポーツ大会」にて大会をテーマにした絵画を募集し、投票により、上位2作品は、次年度開催時のポスター及びプログラムに使用。
- 健康福祉センターにおける録音室、点訳室、ボランティア活動室、障害者団体活動室の利用促進。

重点課題(8) 移動等の円滑化の促進

施策12	だれもが安心して使いやすい施設とするために
◆令和6年度の取組み内容 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・公共施設等を整備する際の障がい者の意見を反映する機会の確保 教育総務課 公共施設マネジメント事業計画による学校の統廃合により、校舎の新築もしくは建替えを行う場合や、小規模範囲の改修工事についても、限られた整備内容となるが、ユニバーサルデザインの推進のため、障がい者の意見を反映するよう努める。 ・黒須小学校校舎便所改修工事实施設業務 ・藤沢小学校校舎便所改修工事 ・金子小学校校舎便所改修工事 ・藤沢南小学校校舎便所改修工事 ・黒須小学校外21校職員便所大便器改修工事 ・上藤沢中学校屋内運動場便所改修等工事 ・西武中学校校舎建替え工事基本設計業務 ・西武中学校校舎建替え工事基本計画作成業務	

区画整理課

- ・区画整理地内において、街路築造工事の実施及び修繕
- ・高齢者、障がい者等をはじめ不特定多数の方が利用する施設、公園、道路などの整備については、埼玉県福祉のまちづくり条例及び施行規則で定める整備基準等を遵守し実施する。

公共施設マネジメント推進課

入間市公共施設等総合管理計画 ユニバーサルデザイン化の推進方針に沿い、公共施設等の長寿命化や更新等に合わせユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

R6 年度公共施設マネジメント事業計画工事予定施設

東金子地区体育館、東金子中学校校舎、入間市学校給食センター

市民安全課

信号機等の設置に関して、障がい者用の対応が可能なものについて、警察署と連携し意見が反映されるよう取り組みます。

都市計画課

- ・公共施設等を整備する際の障がい者の意見を反映する機会の確保

(公共交通)

コミュニティバスに関する説明会の開催要望があれば対応していく予定。

(みどり公園)

公園整備等を実施する際は、入間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例及び埼玉県福祉のまちづくり条例に準拠し行う。

道路管理課

- ・公共施設等を整備する際の障がい者の意見を反映する機会の確保

公共施設等の整備を実施する際には、埼玉県福祉のまちづくり条例に準拠し、障がい者の意見を反映する機会を設け進めていくことと致します。

基本方針5 権利擁護

重点課題(9) 権利擁護の推進

施策13	成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進
◆令和6年度の取組み内容 ※プランには概ね次の点が記載されています。 ・障がい者やその家族を対象とした成年後見制度についての講座の実施 ・市民後見人養成講座の実施 ・法人後見事業の体制の充実 ・市民後見人研修等の支援体制の確立	

高齢者支援課

報酬助成について、国の考え方に基づき対象者の拡大を検討する（市長申立てに限らず）。

福祉総務課

入間市社会福祉協議会への委託により法人後見事業（成年後見制度促進事業含む）を実施する。

- ・市民を対象とした成年後見制度に関する講演会を開催し、普及啓発を図る。
- ・市民後見人養成講座を実施し、成年後見制度の担い手の育成に取り組む。
- ・市民からの制度や後見等の相談への対応や後見人等の受任等、法人後見事業の体制の充実を図る。
- ・市民後見人（後見支援員）へ必要な知識の習得や技術の向上のため、またモチベーションの維持を図れるよう、フォローアップ研修を実施する。

障害者支援課

○障がい者やその家族を対象とした成年後見制度についての講座の実施

障害者基幹相談支援センターや社会福祉協議会と連携しながら、障がい者やその家族を対象とした成年後見制度についての講座を実施していくとともに、市民講座や障害者週間事業等において制度の周知に努めていく。

○市民後見人養成講座の実施

社会福祉協議会等と連携しながら講座を実施し、市民後見人の養成に取り組んでいく。

施策 14

障がい者の権利をまもる

◆令和6年度の取組み内容

※プランには概ね次の点が記載されています。

- ・市職員への研修等の実施
- ・障害者差別解消支援地域協議会の体制整備
- ・障害者差別解消支援地域協議会の差別解消についての取組の推進
- ・障がい者虐待防止のための連携協力体制の強化
- ・障がい者の権利をまもるための条例

人事課

- ・新規採用職員に対し、人権問題や障害者福祉について、理解の促進を図るよう研修等を実施する。
- ・公務員として人権問題についての正しい理解を深めるため、テーマを検討し、人権問題研修を実施する。
- ・新任課長職を対象とした人事管理研修において、「障害がある職員への合理的な配慮について」を研修科目の一つとして実施する。

障害者支援課

- 障害者自立支援協議会のなかで障害者差別解消支援地域協議会として障がい者の差別解消に係る意見交換等を行い、障害者基幹相談支援センターや障害者相談支援センターりぼん等と障がい者差別に関する情報収集等について協議していく。併せて、障害者差別解消に向けた普及・啓発に努めていく。
- 障がい者虐待に関する相談や通報等については、関係部署や障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所等と連携し、事実確認等早期に対応することで、被害者等の安全確保に努めていく。また職員は資質の向上を図るため、県の障害者虐待防止・権利擁護研修に積極的に参加していく。